

- 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
平成14年6月26日熊本県告示第516号(熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱)により、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札に参加できる者
2に掲げる入札参加を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成15年3月25日(火)午後3時までに熊本県教育庁総務企画課総務係へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者。
- 4 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県教育庁総務企画課総務係(県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111(内線6614)
(2) 入札説明書の交付
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 交付期限は、入札の前日までとする。
(3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年3月26日 午前11時00分
イ 場所 熊本県教育庁総務企画課
(4) 入札書の提出方法
(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、(1)記載の場所に入札前日午後5時00分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
(2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1箇月当たりの額に借入期間月数(48月)を乗じた額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
(3) 契約保証金
落札者は契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月数(48月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
(4) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
(5) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
(6) 最低制限価格
設定しない
(7) 契約書作成の可否
要
(8) その他詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成15年2月26日熊本県告示第179号（熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	下から1行目	要領	要項

